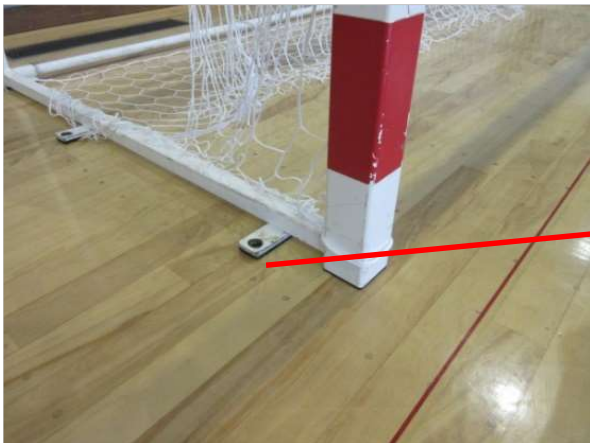


## フットサル 屋内運動場等利用の際の注意点

教育政策課

文化スポーツ課

- 1 体育館内の壁等、施設に故意にボールをぶつける行為は行わないこと。
- 2 必要な用具は全て使用団体が用意すること。
- 3 ゴール等を使用する場合は、床とゴールの接地面すべてにクッション等の緩衝材を敷き、床を傷つけないようにすること。



- 4 ゴールの背面となる壁、窓ガラス、その他破損が懸念される箇所には、ネット又はブルーシートなどを利用し、直接ボールが接触しないように防止策を講じること。





- 5 床を傷つけないシューズ（屋内専用）を使用すること。

なお、フットサルシューズを使用する場合、必ず屋内用のものを使用すること。

※一例

フットサルシューズ（使用不可）



フットサルシューズ（使用可）



- 6 使用にあたり、施設の破損等が生じた場合は、必ず教育政策課（TEL22-8533）または文化スポーツ課（TEL22-8624）に報告すること。

※施設に破損が生じた場合は、使用団体に弁済していただきます。

上記の事項を守っていただけない場合や施設の破損などにより、今後も施設管理維持に影響を及ぼす懸念が生じた場合は、使用を中止させていただくことがあります。